
種 別： 判例研究

タイトル： カード購入品動産総合保険契約及び海外旅行傷害保険契約（携行品損害補償・担保特約付き）に基づく保険金請求が棄却された事例 神戸地裁尼崎支部平成二九年一〇月二六日判決（平成 28 年（ワ）488 号、保険金支払請求事件）判例タイムズ 1448 号 181 頁

著 者： 梅村 悠

所 収： 『上智法学論集』第 63 卷 1 号（令和 1 年 7 月）105-117 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

カード購入品動産総合保険契約及び海外旅行傷害保険契約（携行品損害補償・担保特約付き）に基づく保険金請求が棄却された事例

〔神戸地裁尼崎支部平成二九年一〇月二六日判決（平成28年（ワ）488号、保険金支払請求事件）
判例タイムズ1448号181頁〕

梅村 悠

一 問題の所在

本件は、Xが海外（ヨーロッパ）旅行中に、TGV（超高速鉄道）車内において、ショルダーバッグ（クレジットカードで購入した高価な腕時計4本等が入っている）が盗難に遭ったと主張して、Y1保険会社との間で締結したクレジットカード付帯の動産総合保険契約及び海外旅行傷害保険契約携行品損害補償条項並びにY2保険会社との間で締結したクレジットカード付帯の海外旅行傷害保険契約携行品損害担保条項に基づき、Y1に対して保険金191万5865円（及び遅延損害金）の支払を、Y2に対して保険金50万円（及び遅延損害金）の支払をそれぞれ求めた事案である。

本件においては、①本件事故の有無（争点1）、②本件腕時計4点の商品性（争点2）、③原告の損害額（争点3）が争われたが、本判決は、①について、Xは事故の発生を立証できていないとして（②③について判断することなく）Xの請求を棄却した。XがY1・Y2との間で締結した上記保険契約においては「偶然な事故」が保険金請求権の要件とされているところ、本判決は、自動車保険の盗難事故に関する判例（最判平成一九年四月一七日民集61巻3号1026頁・最判平成一九年四月二三日集民224号171頁（以下、両最高裁判決をあわせて、「平成一

九年最判」とする)を引用し、上記保険契約にも同様の判断枠組みを適用したうえで、本件事実関係について詳細な検討を行い、Xの供述には合理的な疑いが残るとして、Xは盗難事故の外形的事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証できているとはいえないと判示した。

本判決は、上記保険契約における「偶然な事故」の主張立証責任に関する判断枠組みを示すとともに、盗難の外形的事実の立証につき、これを否定した一事例として意義を有するものであり、以下において検討することとしたい。

二 事実の概要

1 Y1・Y2 との間の保険契約の概要

(1) Y1 との間の保険契約

Xは、Y1との間で、クレジットカード(以下「Y1カード」という)付帯のカード購入品動産総合保険(補償限度額100万円。以下「Y1動産総合保険」という)及び海外旅行傷害保険(携行品保険金額100万円(1個1組1対につき10万円を限度)。以下「Y1海外旅行傷害保険」という)を締結した。

Y1動産総合保険(に適用される動産総合保険普通保険約款及びカード購入品動産総合保険に関する特約書)には、「Y1は、VJA株式会社の加盟クレジットカード発行会社の発行するビザカード等(Y1カードを含む。)の本会員等がカードを使用して購入した全ての物品(ただし、会員が従事する職業上の商品となるもの等は除く。)の購入日の翌日から起算して90日以内に同物品に生じた偶然な事故による損害に対して、保険金を支払う」、「Y1は、保険契約者又は被保険者等の故意若しくは重大な過失又は法令違反や置き忘れ又は紛失によって生じた損害に対しては、保険金を支払わない」旨の定めがある。

Y1海外旅行傷害保険(に適用される海外旅行傷害保険普通保険約款の携行品損害補償条項(第4章))には、「Y1は、責任期間中に生じた偶然な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、同携行品損害補償条項等の規定に従い、保険金を支払う」、「Y1は、保険契約者又は被保険者等の故意又は重大な過失や保険の対象の置き忘れ又は紛失によって生じた損害に対しては、保険金を支払わない」旨の定めがある。

(2) Y2 との間の保険契約

Xは、Y2との間で、クレジットカード付帯の海外旅行傷害保険(携行品保険金額50万円(1個1組1対につき10万円を限度)以下「Y2海外旅行傷害保険」とい

う）を締結した。

Y2 海外旅行傷害保険（に適用される海外旅行傷害保険普通保険約款の携行品損害担保条項（第4章））には、「Y2 は、被保険者が責任期間中に生じた偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対して、同携行品損害担保条項等の規定に従い、保険金を支払う」「Y2 は、保険契約者又は被保険者等の故意又は重大な過失や保険の対象の置き忘れ又は紛失によって生じた損害に対しては、保険金を支払わない」旨の定めがある。

2 X の盗難届の提出

X は、平成 25 年 6 月 9 日（日本時間）、日本を出国し、同月 10 日（現地時間）、中国の上海を經由してイタリアのローマに到着し、同月 11 日、イタリアのバリ市の ROCCA 社でパテック・フィリップ製の腕時計 4 点（以下「本件腕時計 4 点」という）を 8 万 4400 ユーロで購入し、うち 7 万 4400 ユーロを Y1 カードで支払った。

X は、同月 17 日、パリ市警察署に対し、同月 15 日、イタリアのミラノからフランスのパリ間の TGV（超高速鉄道）車内で、本件腕時計 4 点やパスポート等が入ったバッグが盗まれた（以下「本件事故」という）旨を申告し、フランス語で盗難届が作成され、パリ日本大使館で一時渡航書の発給を受けて、同月 20 日、フランスを出国し、同月 21 日（日本時間）、上海を經由して日本に帰国した。

3 X の Y らに対する保険金請求と支払拒絶

X は、6 月 30 日頃、Y1 に対し、携行品損害（生活用動産）事故内容報告書及び海外旅行保険金請求書（携行品損害・賠償・各種費用保険金用）を提出して、Y1 保険契約に基づく保険金の支払を求め、7 月 16 日頃、Y2 に対し、海外旅行傷害保険金請求書（カード用）を提出して、Y2 保険契約に基づく保険金の支払を求めた。

X は、8 月 1 日頃、Y らに対し、被害品の品名、色、購入日、購入店、図等を記載した被害品申告書を提出し、同月 8 日頃、Y1 に対し、本件事故時の座席と荷物と自身の位置関係等を記載した事故状況図示を提出した。

Y1 は、平成 26 年 2 月 14 日頃、Y2 は、同年 3 月 26 日頃、X に対し、本件事故の存在を認定できないとして、保険金の支払を拒絶する旨を回答した。そこで、X は、平成 28 年 6 月 9 日、本件訴訟を提起し、同月 22 日、Y らに対し、本件訴状が送達された。

なお、Xは、8月13日、B保険会社から、本件事故によって発生した損害額が80万6761円であるとの認定を受けた上で、てん補限度額である保険金50万円の支払を受けている。

4 争点1に対する当事者の主張

(1) Xの主張

Xは、ミラノ・ガリバルディ駅において、パリ・リヨン駅行きTGV一等車両に後方左側乗降口から乗車して、後方3列目左側の一人座席に着き、ウインドブレーカーを脱ぐために、斜め掛けしていたショルダーバッグ(以下「本件バッグ」という)を外して、自分の座席と前の座席の間の床の上に置いたところ、自分の座席の後方にいた何者かによって、本件バッグが同座席の下の空間から盗まれた。

(2) Yらの主張

Xが主張する本件事故の態様は、X自身が本件バッグのすぐ傍にいるのに、全く気付かないまま本件バッグが盗まれたという実現困難なものである上、本件訴訟の前後でも一貫性がなく、全く信用できない。

三 判旨(請求棄却)

「(1) 盗難を含む偶然な事故を保険事故として規定しているカード購入品動産総合保険約款や海外旅行傷害保険約款携行品損害補償・担保条項に基づき、上記盗難に当たる保険事故が発生したとして保険者に対して保険金の支払を請求する者は、「被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険者所有の身の回り品やカード購入品をその所在場所から持ち去ったこと」という盗難の外形的事実(「被保険者の占有に係る身の回り品等が保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」及び「被保険者以外の者がその場所から身の回り品等を持ち去ったこと」)を主張・立証する責任を負うところ、単に外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況を立証するだけでは足りず、盗難の外形的事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証する必要があると解するのが相当である(最高裁平成19年4月17日第三小法廷判決・民集61巻3号1026頁、最高裁平成19年4月23日第一小法廷判決・集民224号171頁参照)。

(2) そして、本件では、本件事故の発生を裏付ける客観的な証拠や第三者の目撃証言はないため、Xの供述によって本件事故の発生を合理的な疑いを超える程度にまで立証できているかを検討するに、…Xの本件事故に関する主

張・供述の内容及び経過等は、次のとおりであると認められる。

ア Xは、6月17日、パリ市警察署に対し、本件事故の発生を申告し、『同月15日午前8時50分から午後4時までの間にミラノ・パリ間のTGV車内で本件事故に遭い、パリに到着した時に本件バッグがなくなっていることに気付いた』旨がフランス語で記載された盗難届が作成された。

イ Xは、6月24日及び同月25日、Y1の担当者との電話で、ミラノ・ガリバルディ駅において、パリ行きTGV車内に乗車し、自分の座席の隣で通路側に背中を向けて立った状態で、本件バッグを窓との間の足元に置き、上着を脱いでいた数秒間に、本件バッグがなくなっていたが、同座席の下の空間から引張って盗まれたとしか考えられないなどと説明した…。

ウ Xは、6月30日頃にY1に提出した携行品損害（生活用動産）事故内容報告書、7月5日頃にミラノ日本領事館宛てにFAX送信した文書及び同月16日頃にY2に提出した海外旅行傷害保険金請求書（カード用）に、TGV車内に乗車して自分の座席に着き、斜め掛けにしていた本件バッグを足元に置き、上着を脱いでいた数秒間に、本件バッグがなくなっていたが、隣席の下から盗られたようであるなどと記載した…。

エ Xは、8月8日頃にY1に提出した…事故状況図示に、Xの座席の下に『円柱の支え』があったこと、Xが同座席の上に脱いだウインドブレーカーを置いたこと、Xが立っていた時点で本件バッグが同座席の下から盗まれたこと等をうかがわせるイラストを描いた…。

オ Xは、平成28年6月8日付け訴状においては、6月15日午前8時45分頃、TGV車内に乗車して、自分の一人座席に着き、ウインドブレーカーを脱ぐために、斜め掛けにしていた本件バッグを外して、自分の『靴と靴の間』に置いた上、脱いだウインドブレーカーを同座席に置いて、同座席に座ろうとした時には、すでに本件バッグが盗まれていたと主張した。

カ Xは、Yらから不自然であるとの指摘を受けて、平成28年10月20日付け準備書面1においては、TGV車内に乗車して、自分の一人座席の隣で窓側に向かって立ち、自分の「靴と壁の間」に本件バッグを置いた上、ウインドブレーカーを脱いで同座席の上に置き、本件バッグを取ろうとした時には、すでに本件バッグはなくなっていた、床に這いつくばって探した際に、同座席の下は脚で塞がれておらず、空間になっていることが分かったと主張した。

キ Xは、平成29年4月11日付け準備書面…、陳述書…及び本人尋問においては、TGV車内に後方左側乗降口から乗車し、同乗降口近くの荷物置き場…に大きなスーツケースを置き、透明な自動ドアを通して客室内に入り、同客

室内の荷物置き場…に小さなキャリーケースを置いた上、後方3列目左側の一人座席…に着いたが、同座席の後方には乗客が1人か2人いたが、同座席の前後の一人座席に乗客はいなかった、自分の座席の隣…に窓側に向かって立ち、ウインドブレーカーを脱ぐために、斜め掛けにしていた本件バッグ…を外して、自分の『靴と壁の間』…に立てた状態で置き、本件バッグを跨いで同座席に座り…、脱いだウインドブレーカーを同座席に座った状態で畳み、本件バッグを取ろうとした時には、同座席の後方にいた何者かによって、本件バッグが同座席の下の空間…から盗まれていた、本件バッグが足に当たったりはしなかったと主張・供述した。

(3) まず、Xは、本件事故の2日後であるという6月17日に提出した盗難届には、TGVでパリに到着した後に乗車時間内に本件バッグがなくなっていたことに気付いたと記載されているのに、その後は、TGV車内に乗車して、自分の座席に着き、本件バッグを自分の『靴と靴の間』に置き、脱いだウインドブレーカーを同座席に置いて、同座席に座ろうとした時には、すでに本件バッグが盗まれていた(Xが立っていた時点で盗まれた)などと主張し、Yらから不自然であるとの指摘を受けて、本件バッグは自分の『靴と壁の間』に置いたと主張を訂正し、最終的には、本件バッグを自分の『靴と壁の間』に置き、本件バッグを跨いで同座席に座った上、脱いだウインドブレーカーを同座席に座った状態で畳み、本件バッグを取ろうとした時には、同座席の後方にいた何者かによって、本件バッグが同座席の下の空間から盗まれていた(Xが座った後で盗まれた)と主張しており、本件バッグを置いた場所やこれが盗まれた時期に関する供述内容を次々に変遷させている。

これに対し、Xは、パリ市警察署に本件事故の発生を申告した際、英語とフランス語が理解できる長年の友人に、英語からフランス語に通訳してもらったところ、盗難届には単純な間違いで事実と異なる内容が記載されてしまったと供述するが、XがTGV車内に乗車して座席に座る前後に本件バッグが盗まれたと説明しているのに、パリに到着した後に乗車時間内に本件バッグが盗まれたことに気付いたという全く異なる内容の通訳がされるとは考え難い。また、Xは、TGV車内で本件バッグを足元に置いた際に盗まれたという供述部分は一貫していると主張するが、Xにとって特別な出来事である本件事故の具体的な態様や時期に関する供述の重要部分の複数回にわたる変遷を、単なる経年による記憶の劣化や供述の周辺部分の変遷として軽視することはできず、Xの供述の信用性に合理的な疑いを生じさせるものといわざるを得ない。

(4) また、Xは、前記のとおり、Xの座席の後方にいた何者かによって、

本件バッグが同座席の下の空間から盗まれたと説明しているのに、本件事故の約2か月後であるという8月8日頃にY1に提出した別紙2の事故状況図示には、同座席の下に『円柱の支え』があるイラストを描いているのであり、両者は矛盾しているといわざるを得ない。

これに対し、Xは、本件事故から近い6月24日には、Xの座席の下には空間があったと説明しており、8月8日頃には、TGV車内の座席の下には『円柱の支え』があるという思い込みで、上記イラストを描いてしまったと供述するが、本件事故の態様に大きく関わる重要な点について、単に口頭で勘違いして説明をしてしまったということにとどまらず、明らかに矛盾する内容のイラストまで描いてしまったことを、単なる勘違いとして軽視することはできず、Xの供述の信用性に合理的な疑いを生じさせるものといわざるを得ない。

(5) 加えて、Xの供述内容を前提にすると、Xの後方にいた何者かが、Xが本件バッグを…置いたことを、Xの座席の下からしゃがみ込んで確認するなどした上、Xが足元から目を離れた数秒間の隙を付いて、Xや周りの乗客に気付かれることなく背後から忍び寄り、Xの足と足のわずかな隙間に立てた状態で置いてあった相当な大きさ・重さの本件バッグを、同座席の下の空間から引っ張って盗み出し、Xや周りの乗客に気付かれぬ間に、乗降口と客室の間の透明な自動ドアを通して姿を消してしまったなどということになるが…、これは物理的にも時間的にも実現困難であり、Xの供述の信用性に合理的な疑いを生じさせるものといわざるを得ない。

(6) 以上のとおり、本件事故の発生を裏付ける客観的な証拠や第三者の目撃証言はなく、Xの供述の信用性にも合理的な疑いが残るといわざるを得ない。そして、Xが、本件事故の2日後であるという6月17日に、警察署に対し、本件腕時計4点やパスポートが入った本件バッグを盗まれた旨を申告し、日本大使館から一時渡航書の発給を受けるなどしたという一連の行動を考慮しても、本件バッグをいずれかの場所で置き忘れたり紛失したりした後、本件バッグがないことに気付いた可能性等を排除することができず、本件事故の外形的な事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証できているとはいえない。」

四 本判決の検討

1 本判決は、判旨(3)以下において、Xの供述の信用性等、本件事実関係について、詳細な検討を行い、妥当な結論を導いている点（当てはめ部分）に特徴がある。そこで、本評釈では、はじめに、当てはめ部分に相当する判旨

(3) 以下について取り上げたいので、一般論として「偶然な事故」の主張立証責任に関する判断枠組みについて説示する判旨(1)について検討することとした。

2 判旨(3)以下では、判旨(2)の認定事実を前提として、Xの供述の信用性について、詳細な検討がなされている。すなわち、判旨(3)では、本件バッグを置いた場所やこれが盗まれた時期に関する供述内容を次々に変遷させている点について、判旨(4)では事故現場についてXが描いたイラストの矛盾について、判旨(5)では現場の客観的状況(盗難の困難性)について指摘がなされており、これら(判旨(3)～(5))を総合して、判旨(6)において、外形的事実の立証がないという結論が導かれている。

判旨(3)～(5)において検討されている事情は、いずれも保険金請求者の客観的事情のみであり、本人の経済的事情や保険金請求履歴等といった主観的事情には一切触れられていないことから、本判決は、下記「3」における前者の(「盗難は、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転と解することができる。保険金請求者は、そこから『占有者の意に反する』という主観的事情を取り除いた外形的事実について、主張、立証する責任を負う」(高橋・後掲336頁)と解する)立場を採用したものと位置づけられ、後述する理由によって、その判断枠組みは支持されるべきものとする(なお、本件と同様に海外旅行傷害保険(携行品担保特約条項)が問題となった事案である東京地判平成一九年七月一三日LLI/DB判例番号L06233078は、本判決と同様の判断枠組みを用いて、被控訴人主張の損害が発生したとは認定できないとして、請求をすべて棄却しており、同様の理由によって支持すべきものとする)。

つぎに問題となるのは、本件における客観的事情(供述の信用性、現場の状況)に対する個別具体的な判断である。この点、前掲東京地判平成一九年七月一三日においては、「[インドネシアのショッピングセンターにおいて]現地人の男数人組に襲われ、所持していたバッグを強奪され」たとする原告(被控訴人)の供述の信用性が主たる争点となっている。供述の信用性について、東京地裁は、原告が現地警察署において受理証明を受けたのは「黒い皮製のバックの中に入っていた10品目の金品を紛失したことについての被害届」であって、「被控訴人が盗難届をしたことやその受理証明を得たことではな」く、「また、被害届をする上では、被害品を失った際の状況はいうまでもなく極めて重要な部分であり、その点について、被控訴人が、本件訴訟において主張しているように、数人組の男に襲われて携行品を奪われたとの状況を説明したのであれば、当然犯人の男の年齢や身体的特徴などについても説明を求められたであろう

うし、そもそも、黒い皮製のバックの中の在中品のみが失われて、外側の黒い皮製のバックが失われなかった状況等についても話題となったであろうところ、それにも関わらず、なぜに、それらの説明が理解されず、かえって、紛失届と理解されたに至ったのかについての事情の説明ができていないとはいえない」から、「被控訴人が盗難事故の届出を警察署にしたものとは認められない中であっては、被控訴人が盗難被害にあったとする被控訴人の供述等も容易に採用できない」として、持ち去り行為については、合理的な疑いを超える程度にまで立証ができたとはいえないと判示している（なお、同判決においては、携行品の所持についても、原告による主張・立証が斥けられている）。すなわち、同判決は、重要な部分についての供述内容の矛盾・不自然性を理由にその信用性を否定しており、これは車両盗難に関する裁判例における供述の信用性の判断基準（「[間接事実等]との整合性はもとより、説明それ自体の明確さ・曖昧さ、重要な点に関する説明内容の変遷、自動車を盗まれた者として取るべき行動の自然さ・不自然さに注意を払っている」（齋藤聡「車両保険に基づく保険金請求事件について」判タ 1382 号 14 頁（2013 年））。信用性を認めた事例として、後掲千葉地松戸支判平成二二年九月三〇日、否定した事例として、東京地判平成二三年六月二九日自保 1870 号 166 頁〔「同人の証言ないし陳述は、一貫しておらず、二転三転していたり、客観的事実と符合しない箇所が随所に見受けられる」と判示〕などがある）に合致するものと考えられる。

本件では、X の供述に「事故の具体的な態様や時期に関する供述の重要部分の複数回にわたる変遷」（判旨（3））があるうえ、「本件事故の態様に大きく関わる重要な点について、単に口頭で勘違いして説明をしてしまったというにとどまらず、明らかに矛盾する内容のイラストまで描いてしまったこと」（判旨（4））も認められ、さらに X の供述を前提とすると、現場における盗難の実行が「物理的にも時間的にも実現困難である」（判旨（5））が詳細に指摘されている。これらの判断プロセスも、前掲東京地判平成一九年七月一日および車両盗難に関する裁判例における供述の信用性の判断基準と軌を一にするものであり、その結論（判旨（6））も妥当なものと評価する（本件では、保険者の提出した証拠とそれらに対する裁判所の詳細な事実認定により「盗難の発生があまりにも疑わしく」（山下友信「オール・リスク損害保険と保険金請求における立証責任の分配」転換期の取引法 545 頁〔傍点は筆者〕）なるに至ったものと考え）ことができよう。

3 本件 Y1 保険契約・Y2 保険契約における「偶然な事故」の主張立証責任につき、判旨（1）は、自動車保険における盗難の外形的事実の主張立証責任

に関する最高裁判決を引用する。保険金請求者は「被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと」という盗難の外形的事実について主張立証責任を負うが、持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることについては負わないとした最判平成一九年四月一七日民集61巻3号1026頁、および盗難の外形的事実、「被保険者の占有に係る被保険自動車が保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」及び「被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと」から構成されるとし、単に「外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況」を立証するだけでは、盗難の外形的事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証することにはならないとして、上記の状況を立証すれば盗難の事実が推定されるとした原審の判断に違法があると判示した最判平成一九年四月二三日集民224号171頁である。

学説においては、平成一九年四月二三日最判が説示する盗難の外形的事実のうち、とくに「被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと」について、保険金請求権者がこれを立証することはむずかしい(石田満「判批」損害保険研究69巻2号272頁(2007年))との指摘がなされており、保険金請求者が負う立証の困難性を指摘し、判旨に批判的な見解が少なくない(永石一郎・金商1279号7頁(2007年)、甘利公人「保険契約における保険事故の立証責任」保険学雑誌600号170頁(2008年)、伊勢田道仁・法と政治59巻2号199頁(2008年)、山野嘉朗・判例評論588号(判時1987)199頁(2008年)など)ところ、平成一九年最判が示す盗難の外形的事実の判断枠組みの解釈をめぐっては、大別して2つの立場があるように思われる。

1つは、「盗難は、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転と解することができる場所、保険金請求者は、そこから『占有者の意に反する』という主観的事情を取り除いた外形的事実について、主張、立証する責任を負う」(高橋讓・最高裁判所判例解説民事篇平成19年(上)336頁)と解する立場である。かかる立場からは「外形的な事実については、常にビデオカメラ等により証明されなければならないわけではなく、被保険者の証言など上記の外形的な事実を積極的に裏付ける証拠と、その信用性に疑問を抱かせたり、あるいは反対の事実を裏付けたりする証拠との対比によって、事実認定がされることになり、例えば、「証拠が被保険者の供述しかないような事例においても、これに反する証拠がないか又は弱く、その供述の信用性が維持されているような場合には、上記の外形的な事実が認定されることがあり得る」と解されることとなる(高橋・前掲337頁。この点、石田博士は外形的事実の立証につき、「基本的

に一応の証明（Prima facie Beweis）で足りる」と解されており（石田・前掲 272 頁）、高橋調査官の見解はこれを敷衍したものと位置づけることができるのではないかと思われる。かかる立場から、盗難の外形的事実の有無を判断したと考えられる裁判例として、千葉地松戸支判平成二二年九月三〇日金商 1373 号 49 頁（一般論として、「本件においては、目撃者のいない状況下における事案で、いまだに被害物件が発見されず、また、犯人が捜査官憲に判明又は検挙されていない盗難事故についての原告による上記保険金請求権発生要件の証明手段として、その大半を原告代表者の供述によらざるを得ない。そして、当該供述内容自体が合理的なものとして首肯することができ、その枢要部分において客観的状况と矛盾なく整合し、かつ、それが客観的合理性を有する弾劾に耐えるものであるときには、当該供述をもって上記保険金請求権発生要件の証明として足りると判断することも、上記判例〔平成一九年最判〕の許容するところであると解すべきである。」と説示した。そして「本件車両が本件盗難事故当時に本件現場に駐車されていたこと」については、「証拠上…原告従業員…及び原告代表者の供述及び陳述があるのみであり、これらの供述及び陳述の信用性が肯定されなければならない。」としたうえで、「被告が主張する個々の疑義事情のうち、客観的かつ合理的な事情に基づくと認められるものは、マーキュリークーガーを修理に出していたか否かということと原告代表者が本件車両を預け先の自動車販売業者から引き上げた際の同販売業者との遣り取りについての原告代表者の供述及び陳述の不整合性の 2 点であるところ、これらが個々に原告代表者の供述及び陳述の信用性を弾劾するに足りるとまではいえないのみならず、これらを総合しても、本件車両については、本件盗難事故当時、本件現場に駐車されていたところ、原告代表者…以外の第三者が本件車両を持ち去ったという原告代表者の供述及び陳述はこれを信用することができ、これに対して合理的な疑いを差し挟むべき客観的な事情は見当たらないというべきである」と判示して、請求を認容した）がある。

もう 1 つは、「保険事故の概念それ自体に内在している主観面を保険者に保険事故の非偶発性としてその主張立証責任を負担させるのでは、結局、保険事故が偶発性を概念として規定されているにもかかわらず、その非偶発性が証明されない場合に、保険金請求を認容することにならざるを得ないが、それでは、保険事故の偶発性の証明がないのに保険金請求を認容するに等しいのではないかという疑問」から「保険事故の概念それ自体に偶発性が取り込まれている場合には、その主観面もおお保険金請求者に主張立証責任を負担させるべき」（滝澤孝臣「保険事故の偶発性ないし非偶発性をめぐる主張立証責任の帰属～最近の最高裁判例の分析と私見～」法の支配 151 号 96 頁（2008 年））と解する立場である。かかる立場から、盗難の外形的事実の有無を判断したと考えられる裁判

例として、東京高判平成二三年五月二三日金商1373号43頁(前掲千葉地松戸支判平成二二年九月三〇日の控訴審であり、「盗難現場とされる本件資材置場の構造及び状況、街宣車が駐車されていたこと、イモビライザー標準装備車であること、設置されていたセキュリティシステムを合理的な理由なく切っていたこと、本件車両の自動車販売業者からの引き揚げの経緯、本件車両を本件資材置場に移動させた理由、被控訴人の経済的状況、本件車両の必要性を総合すると、本件においては、盗難の外形的事実である『被保険者の占有に係る被保険自動車が保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと』及び『第三者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと』について高度な蓋然性があると認められる程度まで立証できたものと評価することは困難であるというほかない。」として、原判決を取消し、保険金請求を棄却した)がある。

以上のとおり、盗難の外形的事実の主張立証責任については、平成一九年最判によって、その判断枠組みが示されているものの、その読み方については立場が分かれているところ、後者の立場には疑問がある。なぜなら、(後者の立場に立つと考えられる)前掲東京高判平成二三年五月二三日は、「被控訴人の経済的状況」「本件車両の必要性」などをも考慮して、盗難の外形的事実を否定しているが、それら(保険金請求者の主観的事情)は、本来、車両の持ち去りが被保険者の意思に基づくものであるという(保険者側の)抗弁事実と位置づけられるべきだからである(山下・前掲545頁参照)。確かに、一般論として、それらの事実は盗難の外形的事実の推認を妨げる消極的間接事実として機能しうるかもしれない(豊浦伸隆「判批」判タ1248号85頁(2007年))。しかし、防犯カメラや目撃者が存在せず、被保険者の供述のみが車両の持ち去りを裏付ける証拠である場合に、被保険者に「何らかの疑わしい事情」があり、そのような事情を(外形的事実の推認を妨げる)消極的間接事実として積極的に認定すれば、被保険者は、外形的事実の立証において、極めて困難なハードルに直面する(伊勢田・前掲198頁)のであって(前掲東京高判平成二三年五月二三日は、「被控訴人の占有に係る本件車両がその主張する所在場所に置かれていたこと」について、「被控訴人代表者及びEは、いずれも被控訴人の身内関係者であり、利害関係のない第三者による証言などの客観的な証拠は提出されていない。もっとも、本件車両が被控訴人の主張する所在場所に置かれていたことを客観的に裏付ける証拠がないことは、事柄の性質上やむを得ない面はあるが、高度な蓋然性があると認められる程度まで立証できているかについては、なお検討の余地があるということになる。」と判示しており、被保険者に対して、極めて高い立証のハードルを課すものといわざるを得ない)、かかる認定は理論的にも実質的にも妥当ではないと考える(この点

につき、山本和彦教授も、前掲東京高判平成二三年五月二三日について、「ここで認定されている間接事実のいくつかは判例法理でいうところの外形的事実の証明というよりは、むしろ持ち去りが被保険者の意思に基づくかどうかという点に関連する間接事実も含まれているようにみられる」と指摘されている（伊藤眞ほか「座談会 民事訴訟手続における裁判実務の動向と検討 第3回」判タ 1375号 28頁（2012年）〔山本和彦発言〕。したがって、前掲東京高判平成二三年五月二三日の理由付けには疑問があると言わざるを得ず、同様の結論を導くとしても、盗難の外形的事実を認定したうえで、保険者に対して抗弁事実の主張・立証を促し、被保険者による事故招致の有無に焦点を当てるといふ判断枠組みをとるべきであったと思われる（拙稿・ジュリスト 1461号 114頁（2013年）参照）。

上述のとおり、判旨（3）～（5）において検討されている事情は、いずれも保険金請求者の客観的事実のみであり、本人の経済的事実や保険金請求履歴等といった主観的事実には一切触れられていないことから、本判決は、前者の立場を採用したものと位置づけられ、上述した理由によって、その判断枠組みも支持されるべきであろう。

（本学法学部教授）